

所得税法能力検定試験（サンプル問題） 問題用紙

1 級

（令和×年×月×日施行）

問題用紙は回収します。持ち帰り厳禁です。

注 意

- ・試験開始の合図があるまで、問題用紙は開かないでください。
- ・この試験の制限時間は1時間30分です。
- ・解答は、問題の指示にしたがい、すべて解答用紙の指定の位置に記入してください。
- ・解答用紙の所定の位置に、試験会場、受験番号を必ず記入してください。これらの記入もれがある場合や、氏名を記入した場合には、採点の対象とならない場合があります。
- ・印刷の汚れや乱丁、筆記用具の不具合などで必要のある場合は、手をあげて試験担当者に合図をしてください。
- ・下敷きは、机の不良などで特に許されたもの以外は使用してはいけません。
- ・計算用具（そろばん・計算機能のみの電卓など）を使用してもかまいません。

<解答上の注意事項>

採点にあたって、以下のものは不正解とします。

- (1) 黒鉛筆または黒シャープペン以外で書いてあるもの
- (2) 金額の3桁ごとにカンマ（,）をつけずに解答しているものや「1' 000」のように上付きカンマで解答しているもの
- (3) カンマ（, 数字の下側に左向き）を小数点（.）や読点（、数字の下側に右向き）で記述しているもの

主 催 公益社団法人 全国経理教育協会
後 援 文 部 科 学 省

所得税法能力検定試験 サンプル問題

1 級

解答は解答用紙に

第1問 次の1. から6. について、各文章の空欄に適切な用語又は文章を記入して文章を完成させなさい。
また、7. 及び8. について、指示に従い選択肢の中から一つ解答しなさい。なお、5. から6. につき、所得税法に関連する法令に規定される用語又は文章は、法令の条文に従った記述として解答すること。ただし、空欄の記入においては、文中の用語又は文章が入る場合もあるので注意すること。(20点)

1. 繰延資産とは、不動産所得、事業所得、山林所得又は を生ずべき業務に関し個人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもので政令で定めるものをいう。
2. 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行なう居住者は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書及び当該申告書に係る を青色の申告書により提出することができる。
3. 居住者は、棚卸資産につき選定した評価の方法を変更しようとするときは、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。その承認を受けようとする居住者は、その新たな評価の方法を採用しようとする年の までに、その旨、変更しようとする理由その他の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
4. 居住者が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の用に供した減価償却資産で、 が一年未満であるもの又は取得価額が十万円未満であるものについては、その取得価額に相当する金額を、その者のその業務の用に供した年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。
5. 居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合又は には、その支払った金額又はその控除される金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
6. 居住者に対し国内において給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、 までに、これを国に納付しなければならない。
7. 「被災事業用資産の損失の金額」について正しいものを一つ選択し、ト欄に記入しなさい。
 - ① 対象となる損失の金額には、災害により棚卸資産について受けた損失の金額を含む。
 - ② 事業的規模ではない不動産賃貸に係る損失は含まない。
 - ③ 臨時所得の計算上生じた損失の金額は、被災事業用資産の損失の金額から除かれる。
 - ④ 損失の発生事由には盗難や横領も含まれる。
8. 「勤労学生」の要件に該当するものを一つ選択し、チ欄に記入しなさい。
 - ① その年の不動産所得の金額が12万円、給与所得の金額が50万円である場合
 - ② その年の所得が株式の譲渡による70万円である場合
 - ③ その年の所得が非上場株式の配当所得30万円である場合
 - ④ その年の事業所得の金額が8万円、給与所得の金額が65万円である場合

第2問 次に掲げる所得は何所得に該当するか答えなさい。(15点)

1. 株主が、法人から15周年記念として取得した記念品（法人において損金経理されている）
2. 物品販売業を営む者が、火災により焼失した商品に対して受けた保険金
3. サラリーマンが転任に伴う転居をするための旅行の費用として就職先から支払を受ける金銭等のうち、その旅行に通常必要であると認められる範囲を超えるもの
4. 定年に達した後引き続き勤務する使用人に対し、その定年に達する前の勤続期間に係る退職手当として支払われる給与
5. 給与所得者が自宅に太陽光発電設備を設置した場合の余剰電力の売却収入

第3問 次のそれぞれの場合における青色申告特別控除額について、優先して控除する所得区分及びその所得の金額から控除することができる青色申告特別控除額を答えなさい。(15点)

1. 青色申告者Aの、製造業に係る事業所得の金額及び不動産賃貸業（事業的規模以外である）に係る不動産所得の金額は以下のとおりである（ともに青色申告特別控除前の金額）。

- (1) 事業所得 1,800,000円
- (2) 不動産所得 420,000円

なお、Aは所定の帳簿書類を備え付け、すべての取引を正規の簿記の原則にしたがって記録し、確定申告書等の提出を電子情報処理組織（イータックス）を使用する方法により行っている。

2. 青色申告者Bの、医業に係る事業所得の計算の基礎となる金額は以下のとおりである。

- (1) 診療収入
 - ① 社会保険診療収入（診療実日数240日） 17,000,000円
 - ② 自由診療収入（診療実日数60日） 2,400,000円

- (2) 共通経費 7,500,000円
診療実日数の比で按分するものとする。

- (3) 事業税 300,000円

なお、Bは所定の帳簿書類を備え付け、すべての取引を正規の簿記の原則にしたがって記録し、確定申告書等の提出を電子情報処理組織（イータックス）を使用する方法により行っている。

3. 青色申告者Cは、保有期間10年の山林を譲渡しており、その譲渡に係る所得の計算の基礎となる金額は以下のとおりである。

- (1) 譲渡対価 1,800,000円
- (2) 植林費、管理費、育成費 1,250,000円
- (3) 伐採費、運搬費 500,000円

なお、Cは所定の帳簿書類を備え付け、すべての取引を正規の簿記の原則にしたがって記録し、確定申告書等の提出を電子情報処理組織（イータックス）を使用する方法により行っている。

第4問 以下の資料に基づき、住宅借入金等特別税額控除及び認定住宅新築等特別税額控除の適用の可否を判定するとともに税額控除額をそれぞれ計算し、居住者甲の令和4年（以下「本年」という。）分の所得税額の計算上もっとも有利となる控除額を回答しなさい。（10点）

甲は、本年9月に自己が居住の用に供する家屋を新築し、同月中に居住の用に供している。

なお、この家屋は租税特別措置法第41条第10項に規定する認定住宅に該当するものであり、この認定住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額は5,350,000円である。

また、甲の本年分の合計所得金額は9,200,000円である。

【資料】

- (1) 新築費用 30,240,000円（消費税10%を含む）
 (2) 床面積 112㎡
 (3) 借入金等の年末残額 25,000,000円
 ① 民間金融機関からの借入金の額 17,000,000円
 ② 親類からの借入金の額 8,000,000円

第5問 居住者である乙の令和4年（以下「本年」という。）分の所得税の計算に関する事項は次の【資料1】から【資料6】のとおりである。

これらの資料に基づき、乙の本年分の課税所得金額を各種所得の金額、課税標準等その計算の過程を明らかにして計算しなさい。（40点）

【資料1】

乙は不動産賃貸業を営んでおり、これに係る損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書

自令和4年1月1日 至令和4年12月31日

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
立 退 き 料	1,440,000	貸 家 家 賃	5,040,000
取 壊 し 費 用	1,350,000	ア パ ー ト 家 賃	4,320,000
給 与	2,400,000	マ ン シ ョ ン 家 賃	16,650,000
地 代	5,400,000	下 宿 代	960,000
諸 経 費	4,256,347	駐 車 場 地 代	750,000
当 年 利 益	13,473,653	駐 車 場 権 利 金	200,000
		駐 車 場 敷 金	400,000
	28,320,000		28,320,000

- 1 乙の不動産の賃貸の状況は事業的規模に至る程度のものであり、乙は所定の帳簿書類を備え付け、すべての取引を正規の簿記の原則にしたがって記録し、確定申告書等の提出を電子情報処理組織（イータックス）を使用する方法により行っている。
- 2 乙は青色申告書提出の承認を受けており、減価償却資産の償却方法は平成10年3月31日以前取得の建物について旧定率法を選択する旨の届出を所轄税務署長に提出しているのみである。
- 3 乙は賃貸料に係る貸付期間の経過に応じて、その年中の貸付期間に対応する部分の賃貸料の金額をその年分の不動産所得の総収入金額に算入すべき金額としている。
- 4 貸家家賃は、以前より賃貸している2棟の貸家家賃として本年において支払いを受けたものの合計額である。

(1) 貸家A

家賃は月額180,000円であり、毎翌月分を毎月末日までに受取る契約となっていた。

なお、貸家Aの賃貸は本年7月末日で契約期間が終了しており、契約終了と同時に賃借人は退去している。

また、貸家Aは本年7月31日における賃借人の立退き後、必要な維持補修を行い、入居者募集を行っているが、本年末日において未入居である。

(2) 貸家B

家賃は月額220,000円であり、毎翌月分を毎月末日までに受取る契約となっている。

なお、貸家Bの賃借人が前年8月分から家賃を支払わないため、前年9月末日をもって賃貸借契約を解除し立ち退きを要求していたが、賃借人は立ち退きに応じず、未払の家賃を乙に支払ったうえ、前年10月分以降は家賃相当額を供託していた。

その後、本年4月末日に賃借人に引き続き賃貸することとする旨の和解が成立し、本年5月分以降の家賃は従来どおり月額220,000円で翌月分の家賃を当月末日までに受け取ることとなった。

この和解の成立に伴い、未払いであった前年8月分と9月分及び供託されていた前年10月分から本年4月分までの家賃相当額の支払いを受けている。

- 5 アパート家賃は、以前より賃貸しているアパート（12世帯）の家賃として本年において支払いを受けたものである。家賃は1世帯当たり月額60,000円であり、毎翌月分を毎月末日までに受取る契約となっていた。

なお、乙は本年7月31日にアパートを取壊して、本年10月1日より敷地を駐車場として賃貸している。

- 6 マンション家賃は、以前より賃貸しているマンション（15世帯）の家賃として本年において支払いを受けたものである。家賃は1世帯当たり90,000円であり、毎翌月分を毎月末日までに受取る契約となっていた。

なお、本年8月分より家賃を月額95,000円に値上げする旨の申出を賃借人にしたところ、全世帯から承諾を得た。

また、本年8月に5,000,000円を支出してマンションの改修を行い、同月より業務の用に供しているが、この支出は修繕費と資本的支出とに区分することが困難なものである。

- 7 下宿代は、乙が大学生2人を下宿させていることにつき支払いを受けたものである。
 なお、乙はこの大学生に対して食事を提供しており、これは事業と称するに至らない程度の規模により営まれているものである。
 また、この下宿に係る経費は182,000円であり、損益計算書上の諸経費に含まれている。
- 8 駐車場地代は本年10月1日より賃貸している駐車場（8区画）の地代として本年において支払いを受けたものである。地代は1区画当たり月額25,000円であり、毎翌月分を毎月末日までに受取る契約となっている。
 なお、8区画のうち1区画は本年末日において本年12月分及び令和5年（以下「翌年」という。）1月分が未収であるが何ら処理していない。
- 9 駐車場権利金・敷金は駐車場を賃貸する際、賃借人から1区画当たり権利金として地代の1カ月分及び敷金として地代の2カ月分を受取ったものの合計額である。
- 10 立退き料はアパートの取壊しにより、賃借人に対して1世帯当たり家賃の2カ月分を支払ったものである。
- 11 取壊し費用はアパートの取壊しにより解体業者に対して支払ったものである。
 なお、アパートの取壊し直前における未償却残高は3,755,000円であり、取壊し直前における価額は3,000,000円であるが何ら処理していない。
- 12 給与は乙の営む不動産賃貸業に以前より専ら従事している生計別の次男に対して支給したものであり、労務の対価として相当な金額である。
- 13 地代は乙の母の有するD土地をCマンションの敷地の用に供していることにより、乙の母に対して支払ったものである。
- 14 諸経費は4から9の収入に係る経費として乙が本年中に支払ったものであり、適正額である。
- 15 本年末日において乙の有する減価償却資産は次のとおりであるが何ら処理していない。
 なお、すべて取得と同時に不動産賃貸業の用に供されている。

種類等	取得・事業供用日	取得価額	年初未償却残額	法定耐用年数
貸家 A	平成9年11月	12,000,000円	688,718円	20年
貸家 B	令和元年1月	14,500,000円	12,325,000円	20年
マンション	平成27年7月	38,000,000円	32,566,000円	47年
パソコン（注）	令和4年2月	270,000円	— 円	4年

（注）使用后2年を経過している中古のものであり、使用可能期間の見積もりは困難である。

なお、不動産賃貸業の用に供する際、修理改良費用30,000円を支払っているが、なんら処理をしていない。

また、乙は租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者である。

【資料2】

C社からの本年中の給与等の額面金額は次のとおりである。

基本給	6,040,000円
家族手当	480,000円
賞与	2,500,000円
通勤手当	180,000円
出張手当	120,000円

(注1) このうち1,000,000円は、前年12月に支給日の到来した賞与が本年になってから支払われたものである。

(注2) 通勤手当は、1月当たり15,000円が支給されており、一般の通勤者につき通常必要と認められるものである。

(注3) 出張手当は、乙の本年中の職務遂行上の出張にあたりA社より支給を受けたものであり、通常必要と認められるものである。なお、実際に要した金額は出張費用が96,000円であった。

(注4) この給与等に係る社会保険料は1,059,876円である。

【資料3】

乙は本年12月にC社株式（非上場株式）11,000株を1株700円で譲渡している。

C社株式の取得についての状況は以下のとおりである。

(1) 平成30年7月 10,600株

証券会社を通じて1株250円で購入したものである。

(2) 本年1月 3,000株

令和3年10月に開催された株主総会の決議により付与された新株予約権を適法に行使したことにより取得したものである。

なお、この新株予約権は租税特別措置法第29条の2第1項に規定する「特定新株予約権」の要件を満たすものである。

1株当たりの発行価額は290円、権利行使の日における価額は460円であった。

【資料4】 その他の事項

(1) 前年4月に友人に対し800,000円貸し付けたことにより、本年において利子40,000円が発生しているが、そのうち20,000円は未収となっている。

なお、友人は資力を喪失し債務を弁済することが困難となったため、本年末日現在、元本及び未収利子については全額回収不能であることが明らかになっている。

(2) 本年3月に土地の譲渡契約を不動産販売業者と締結し、手付金として3,550,000円を受け取ったが、9月に不動産販売業者がこの契約を解約してきたために返還を要しなくなっている。

(3) 本年6月に自動車メーカーの広告宣伝のためのクイズに当選し、賞金200,000円、自動車（現金正価3,000,000円）及び貴金属（時価150,000円）を取得している。

なお、賞金のうち150,000円は社会福祉法人に寄附することが条件となっており、上記の賞金の金額は、源泉所得税額及び復興特別所得税額204,677円並びに寄附金を控除した後の金額である。

【資料5】

乙は本年において次の支出をしている。

1	乙の長男を給付金の受取人とする心身障害者扶養共済制度に基づく掛金	225,600円
2	乙と生計を一にする親族に係る社会保険料	66,400円
3	乙に係る特定一般用医薬品等購入費	31,084円
4	乙が健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みとして受診した健康診断費用	32,000円
5	乙の妻を受取人とする新生命保険料	38,000円

【資料6】

本年末日現在乙（51才）と生計を一にする親族の本年中の所得の状況等は次のとおりである。

(1) 乙の妻（50才）

乙と同居を常況としている。定期預金の利子398円（源泉所得税及び源泉徴収特別税額控除後の金額）がある。

(2) 乙の母（75才）

乙と同居を常況としている。乙から地代5,400,000円を受け取っており、その土地に係る固定資産税等の費用として220,000円を支払っている。

(3) 乙の長女（25才）

乙と同居を常況としている。租税特別措置法施行令第18条の2に規定する家内労働者に該当し、雑所得の収入金額1,000,000円、必要経費200,000円がある。

(4) 乙の長男（20才）

乙と同居を常況としている。身体障害者手帳（1級）の交付を受けている。

(5) 乙の妻の母（74才）

遠隔地に居住しているが、乙からの送金により生活費の大部分が賄われている。

【参考】

1 給与所得控除額

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%－100,000円
1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%＋80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%＋440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%＋1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円 (上限)

2 減価償却率

	旧定額法	旧定率法	定額法	定率法
2年	0.500	0.684	0.500	1.000
4年	0.250	0.438	0.250	0.625
20年	0.050	0.109	0.050	0.125
47年	0.022	0.048	0.022	0.053

3 税額速算表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

【計算過程】

第5問 (40点)

内に数字又は算式を記入しなさい。

I. 各種所得の金額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
不 動 産 所 得	<input type="text"/> 円	1. 総収入金額 <input type="text"/> 円 (1) 賃貸A家賃 <input type="text"/> = <input type="text"/> イ 円 (2) 賃貸B家賃 <input type="text"/> = <input type="text"/> ロ 円 (3) アパート家賃 <input type="text"/> = <input type="text"/> 円 (4) マンション家賃 <input type="text"/> = <input type="text"/> ハ 円 (5) 駐車場地代 <input type="text"/> = <input type="text"/> 円 (6) 駐車場権利金 <input type="text"/> = <input type="text"/> 円 2. 必要経費 <input type="text"/> 円 (1) 修繕費 <input type="text"/> = <input type="text"/> ニ 円 (2) 立退料 <input type="text"/> = <input type="text"/> 円 (3) 取壊し費用 <input type="text"/> 円 (4) 資産損失 <input type="text"/> ホ 円 (5) 給与 <input type="text"/> 円 (6) 諸経費 <input type="text"/> = <input type="text"/> 円

		<p>(7) 減価償却費</p> <p>貸家A <input type="text"/> = <input type="text"/> 円</p> <p>貸家B <input type="text"/> = <input type="text"/> 円</p> <p>マンション <input type="text"/> = <input type="text"/> 円</p> <p>マンション資本的支出</p> <p><input type="text"/> = <input type="text"/> 円</p> <p>マンション合計 <input type="text"/> 円</p> <p>パソコン</p> <p><input type="text"/> = <input type="text"/> 円</p> <p>合計 <input type="text"/> 円</p> <p>(8) 固定資産税等 <input type="text"/> 円</p> <p>3. 所得の金額 1. - 2. - 650,000円 = <input type="text"/> 円</p>
<p>給与所得</p>	<p><input type="text"/> 円</p>	<p>1. 収入金額</p> <p><input type="text"/> = <input type="text"/> 円</p> <p>2. 給与所得控除額</p> <p><input type="text"/> = <input type="text"/> 円</p> <p>3. 所得の金額 1. - 2. = <input type="text"/> 円</p>
<p>譲渡所得</p>	<p><input type="text"/> 円</p>	<p>C社株式</p> <p>1. 収入金額</p> <p><input type="text"/> = <input type="text"/> 円</p> <p>2. 取得費</p> <p>(1) H30.7取得分 <input type="text"/> = <input type="text"/> 円</p> <p>(2) 本年.1取得分 <input type="text"/> = <input type="text"/> 円</p> <p>(3) 取得費 <input type="text"/> = <input type="text"/> 円</p> <p>3. 1. - 2. = <input type="text"/> 円</p>

一時所得	ヌ 円	<p>1. 総収入金額 <input type="text"/> 円</p> <p>(1) 手付金 <input type="text"/> 円</p> <p>(2) クイズの賞金 <input type="text"/></p> <p style="text-align: right;">= <input type="text"/> 円</p> <p>2. 支出した金額 <input type="text"/> 円</p> <p>3. 所得の金額 1. - 2. - 500,000円 = <input type="text"/> 円</p>
雑所得	ル 円	<p>1. 総収入金額 <input type="text"/> 円</p> <p>(1) 下宿 <input type="text"/> 円</p> <p>(2) 貸付金利息 <input type="text"/> 円</p> <p>2. 必要経費 <input type="text"/> 円</p> <p>(1) 下宿 <input type="text"/> 円</p> <p>(2) 資産損失 <input type="text"/> 円</p> <p><input type="text"/></p> <p>3. 所得の金額 1. - 2. = <input type="text"/> 円</p> <p>4. なかったものとみなす金額</p> <p>(1) 回収不能額 <input type="text"/> 円</p> <p>(2) 雑所得の金額 <input type="text"/> 円</p> <p>(3) 課税標準の合計額 <input type="text"/> 円</p> <p>(4) 最も少ない <input type="text"/> 円</p> <p>5. 所得の金額 3. - 4. = <input type="text"/> 円</p>

II. 課税標準額の計算

総所得金額	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> = <input type="text"/> 円
株式等にかかる譲渡所得等の金額	<input type="text"/> 円	
課税標準の合計額	<input type="text"/> 円	

III. 所得控除額の計算

医療費控除	カ <input type="text"/> 円	<input type="text"/> = <input type="text"/> 円
社会保険料控除	コ <input type="text"/> 円	<input type="text"/> = <input type="text"/> 円
小規模企業共済等掛金控除	ク <input type="text"/> 円	
生命保険料控除	ケ <input type="text"/> 円	<input type="text"/> = <input type="text"/> 円
配偶者控除	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> ∴ <input type="text"/> 円
障害者控除	コ <input type="text"/> 円	
扶養控除	ク <input type="text"/> 円	<input type="text"/> = <input type="text"/> 円
基礎控除	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> ∴ <input type="text"/> 円
合計	<input type="text"/> 円	

IV. 課税所得金額の計算

(1) 課税総所得金額	ネ <input type="text"/> 円	<input type="text"/> (<input type="text"/> 円 未満切捨)
(2) 株式等に係る課税譲渡所得等の金額	<input type="text"/> 円	(<input type="text"/> 円 未満切捨)

所得税法能力検定試験（サンプル問題）
解答用紙

1 級

（令和×年×月×日施行）

解答用紙は回収します。持ち帰り厳禁です。

＜解答上の注意事項＞

採点にあたって、以下のものは不正解とします。

- 黒鉛筆または黒シャープペン以外で書いてあるもの
- 金額の3桁ごとにカンマ（,）をつけずに解答しているものや「1' 000」のように上付きカンマで解答しているもの
- カンマ（, 数字の下側に左向き）を小数点（.）や読点（、数字の下側に右向き）で記述しているもの

主 催 公益社団法人 全国経理教育協会
後 援 文 部 科 学 省

サンプル 所得税法能力検定試験 解答用紙

試験会場 _____

受験番号 _____

採点 _____

1 級

第1問 (20点)

イ		ロ	
ハ		ニ	
ホ			
ヘ			
ト		チ	

第2問 (15点)

1	2	3	4	5

第3問 (15点)

	所得区分	金額	計算過程
1			
2			
3			

第4問 (10点)

1. 住宅借入金等特別税額控除

<判定>

円 \leq 円 \therefore

円 \leq 円 \therefore 円

円 \times % = 円 (百円未満切捨)

2. 認定住宅新築等特別税額控除

<判定>

円 \leq 円 \therefore

円 \leq 円 \therefore 円

円 \times % = 円 (百円未満切捨)

3. 判定

1. $\begin{matrix} > \\ < \end{matrix}$ 2. \therefore 円

(該当するものを○で囲むこと)

第5問 (40点)

イ	<input type="text"/> 円	ロ	<input type="text"/> 円
ハ	<input type="text"/> 円	ニ	<input type="text"/> 円
ホ	<input type="text"/> 円	ヘ	<input type="text"/> 円
ト	<input type="text"/> 円	チ	<input type="text"/> 円
リ	<input type="text"/> 円	ヌ	<input type="text"/> 円
ル	<input type="text"/> 円	ヲ	<input type="text"/> 円
ワ	<input type="text"/> 円	カ	<input type="text"/> 円
ヨ	<input type="text"/> 円	タ	<input type="text"/> 円
レ	<input type="text"/> 円	ソ	<input type="text"/> 円
ツ	<input type="text"/> 円	ネ	<input type="text"/> 円

1 級

第1問 (20点)

イ～ニ@ 2点×4 = 8点

ホ～チ@ 3点×4 = 12点

イ	雑所得	ロ	修正申告書
ハ	3月15日	ニ	使用可能期間
ホ	給与から控除される場合		
ヘ	その徴収の日の属する月の翌月10日		
ト	①	チ	④

第2問 (15点)

@ 3点×5 = 15点

1	2	3	4	5
雑所得	事業所得	給与所得	退職所得	雑所得

第3問 (15点)

●印@ 5点×3 = 15点

	所得区分	金額	計算過程
1	不動産所得	420,000円	
2	事業所得	600,000円	$650,000円 > 2,400,000円$ $-(7,500,000円 \times \frac{60日}{240日+60日} + 300,000円)$ $= 600,000円$
3	山林所得	50,000円	$100,000円 > 1,800,000円$ $-1,250,000円 - 500,000円 = 50,000円$

第4問 (10点)

●印@ 5点×2=10点

1. 住宅借入金等特別税額控除

<判定>

$9,200,000 \text{ 円} \leq 30,000,000 \text{ 円} \therefore \text{適用あり}$

$17,000,000 \text{ 円} \leq 40,000,000 \text{ 円} \therefore 17,000,000 \text{ 円}$

$17,000,000 \text{ 円} \times 1\% = 170,000 \text{ 円}$ (百円未満切捨)

2. 認定住宅新築等特別税額控除

<判定>

$9,200,000 \text{ 円} \leq 30,000,000 \text{ 円} \therefore \text{適用あり}$

$5,350,000 \text{ 円} \leq 6,500,000 \text{ 円} \therefore 5,350,000 \text{ 円}$

$5,350,000 \text{ 円} \times 10\% = 535,000 \text{ 円}$ (百円未満切捨)

3. 判定

1. $\begin{matrix} > \\ \bigcirc \\ < \end{matrix}$ 2. $\therefore \bullet 535,000 \text{ 円}$

(該当するものを○で囲むこと)

第5問 (40点)

@ 2点×20=40点

イ	1,260,000 円	ロ	3,300,000 円
ハ	16,575,000 円	ニ	1,500,000 円
ホ	3,755,000 円	ヘ	868,083 円
ト	137,500 円	チ	6,118,000 円
リ	4,180,000 円	ヌ	5,354,677 円
ル	0(未記入の場合は不正解) 円	ヲ	40,000 円
ワ	800,000 円	カ	19,084 円
ヨ	1,126,276 円	タ	225,600 円
レ	29,000 円	ソ	750,000 円
ツ	2,070,000 円	ネ	13,875,000 円